

民間資金等活用事業推進委員会
第26回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第26回計画部会 議事次第

日 時：令和3年4月22日（木）10:00～11:46

場 所：オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

- (1) PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）（案）等について
- (2) 人口20万人未満の地方公共団体へのPPP／PFI導入促進について
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響と対応について
- (4) SPC株式等の流動化について
- (5) 各種ガイドライン改正（案）について
- (6) その他

3. 閉 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第26回計画部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員14名全ての委員、専門委員の皆様に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、本部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、議事に先立ちまして、事務局である内閣府PPP/PFI推進室より、本日の資料について御連絡させていただきます。

本日の配付資料一覧のうち、アクションプラン等に係る資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4、資料5-1、資料5-2及び本日の議事録につきましては、アクションプランの改定内容に直接関わりますので、例年どおり6月頃に予定されておりますPFI推進会議において、アクションプランの改定が了承された後の公表とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 柳川です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議事1及び議事2について、まとめて事務局から御説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官 それでは、説明させていただきたいと思います。

参事官をしております、波々伯部でございます。よろしくお願いいたします。

議事1が、今回改正いたしますアクションプランの案について、議事2が人口20万人未満の自治体へのPFIの導入促進についてということで、関連性が非常に強いため、一括して御説明させていただきたいと思います。

資料ですが、議事1のアクションプランにつきましては、資料1-1が概要版、資料1-2が本文の案でございます。今回、変更とか追加がありましたところに黄色いマーカーを入れております。それから、資料1-3が、昨年版からの修正版ということで、昨年版に取消し線や下線を付したものでございます。主に資料1-2の本文をメインに御説明させていただきたいと思います。

本文の1ページ目には趣旨が書かれてございますが、後段の部分で、現在以降に新型コロナで国、自治体の財政事情が一層厳しさを増す中でありますけれども、そうした中、PFIは引き続き有効であること、あるいはこの1年間、PFIの推進委員会でコロナの影響分析を踏まえた対応策などを検討してきたといった経緯を記載させていただいております。

その後、基本的な考え方の後に、推進の施策が各論で記載されております。7ページの「3. 推進のための施策」でございますが、最初に、制度面の見直しに係る部分といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響が及んでいるということで、後ほど御説明いたしますけれども、その分析を踏まえた対応策などを入れたガイドライン

や対応事例の周知を行っていく旨を記載しております。

また、次のページの後半の包括的民間委託やアベイラビリティペイメントについて、モデル事業の実施やガイドライン策定といったものを行ってまいります。

後ほど御説明いたしますけれども、④のSPCの株式の流動化につきましても、今般、意義などを追記した改正のガイドラインを策定する予定にしており、そちらを周知することを予定しております。

それから、9ページ以降でございますけれども、地方自治体に対してのPFI導入促進に向けた支援ということでございます。今回は大幅にいろいろと変更点があるところでございますが、特に人口20万人未満の自治体にフォーカスし、ターゲットを置いて、今後、PFIの導入を積極的に推進していくこととしております。これにつきましては、資料2-1に少し内容をまとめてございますので、そちらを中心に御説明させていただきたいと思っております。

具体的には、3ページでございますけれども、人口規模別に見ましたPFIの実施状況がございます。これは前回の計画部会でもお配りして、御説明しているものでございますけれども、現在、優先的検討規程につきましては、上の人口20万人以上の団体に全て策定をお願いしているということでありまして、こちらの実施率が大体65%ぐらいに達しているわけでございますけれども、今後、人口20万人未満の団体についてもPFIの普及を図っていく必要があると考えております。

ただ、20万人未満の団体といいましても、規模にかなり大小があり、数にしても1,600を超える団体がございます。細かく見て対応を考えていく必要があると考えておりますけれども、その中で、特に10万人以上の団体につきましては、ここにごございますように、PFIの実施についても約4割で経験があるといったことや、あるいは一般的なPFIの対象としております、例えば10億円以上の事業が占める割合で見ても、既に9割を超えているということなどから、これらの団体については、ある程度PFIの優先的検討を実施する素地が整っているのではないかと考えられると思っております。

そうしたことから、今回、人口20万人以上の自治体に加えて、全ての人口10万人以上の自治体に対しまして、令和5年度までに優先的検討規程を策定してくださいということを促すことといたしたいと思っております。

2ページに戻っていただきたいのですが、具体的には3つ目のポツでございますが、これまでには20万人以上の団体に対して優先的検討が求められるといった、優先的検討の指針を平成27年に出しております、こちらを改定する形で、人口10万人以上の自治体にも優先的検討規程の策定が求められるというところで拡大していきたいと思っております。こちらの指針は、資料2-2でお配りしておりますので、そちらを参考にいただければと思います。現在、人口20万人以上の自治体については、この指針に基づいて優先的検討規程を定めるとされているところを、人口10万人以上まで拡大するというところでございます。今後、6月の推進会議でこの指針の改定を行った後、速やかに関係自治体に策定を

要請していきたいと考えております。

戻っていただきまして、資料2-1の4ページ目でございますが、それに伴いまして、従来の優先的検討規程に係るKPIがございます。こちらは優先的検討規程に基づいて、新たにPFI事業の検討を実施した団体数ということで、従来の目標は、令和4年までに181団体という目標でございました。これは、これまで人口20万人以上の団体に優先的検討規程をつくっていただくということのある程度念頭に置いた数値でございましたけれども、今般、人口10万人以上の自治体にも策定を促すということに伴いまして、この数値を令和6年度までに334団体とするということで、引き上げてまいりたいと考えております。

次のページは、その目標達成までのイメージでございますけれども、下の一番色の濃い青のところは人口20万人以上の団体ですが、今後、これに加えて、中段の20万人未満10万人以上の団体もターゲットに加えて推進していくというイメージで考えております。

6ページは、地域プラットフォームの関係でございますけれども、こちらの地域プラットフォームにつきましても、プラットフォーム自体の拡大とかその継続的な支援を行っておるところでございますが、人口20万人未満の小さな自治体にとりましても、PFIに関してのいろいろな情報とかノウハウの共有に資するといったことかと思っておりますので、こちらについては、今回、KPIも改めて更新いたしました。

これまでのKPIについては、例えば単にプラットフォームに参画した団体数といった数値でございましたけれども、今後は人口20万人未満の自治体数に絞ったKPIに置き換えてまいりたいということで考えております。例えばプラットフォームに参画した自治体数については、例えば令和3年からの3年間で200団体とするといった更新を行ってまいりたいと考えております。

次のページでございますけれども、20万人未満の自治体に対しては、国から要請をするだけではなくて、優先的検討の策定・運用等に関してのいろいろな各種支援を行っていくということで、具体的にはこれまで行っております優先的検討の運用支援といったものについては、今後は人口20万人未満の自治体に対して重点的に採択を行っていくといったことを考えております。

それから、人口10万人未満の小規模自治体といったところにつきましては、まだまだマンパワーやノウハウが不足しているといった課題がございます。あるいは事業の規模からしても、小さい事業が多いことなどで、大きな自治体と同様の優先的検討規程の策定は必ずしもふさわしくないといったケースも考えられます。そうしたことから、今後、小規模自治体向けの優先的検討規程の策定や運用のマニュアルといったものを整備していくことを考えてございます。

地域プラットフォームにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

そのほか、内閣府を中心に、関係省庁の例えばこうした自治体への情報提供ということでございますと、9ページを御覧いただきたいのですが、特に小さな自治体においては、PFI事業の契約書の策定等が非常に難しいということで、契約書案を内閣府のほうで

収集し、それを分野ごとあるいはエリアごとに整理したものを現在、ホームページで公表しております。

今般、さらに、当初の契約書の案から実際の契約書まで、どのような変更があったのかといった事例についても取りまとめて整理したものを追加して公表しておりますが、こうした情報の周知を行ってまいりたいと考えております。

それから、この部会でもこれまで検討してまいりました専門的な人材の育成・活用といったことにつきましては、地方公共団体において、PFIの業務経験を持った方々を、仮称でございますけれども、PFIのパブリックマイスターといった形でこれから募集いたしまして、内閣府で認定・登録します。それから、関係の自治体にそうした専門家を派遣していくといった仕組みを今年度から運用していきたいと考えております。

スケジュールについては、下にございますように、6月中にはリストアップを済ませて、7月頃をめどに運用が開始できるように進めてまいりたいと考えております。

そのほか、各省庁で出しております事業分野ごとの縦割りの交付金や補助金といったものについて、一つは、そうした交付金などを交付する際に、PFIの導入検討を一つ要件化するという取組をしております。それにつきまして、今回、下の表の色をつけた部分でございますけれども、そちらの左側の要件化と書いてある欄でございますが、新たに水道施設とか公立学校の施設といったものを追加しております。

また、右側のアドバイザー費用につきましてですけれども、PFI事業の実施手順に関するアドバイザー費用についても、各種補助金の対象に含めるといった取組をしているところでございますが、こちらにつきましても、新たに一般廃棄物処理施設とか水力発電施設といったものを今回新たに追加してございます。これにつきましては、引き続きこうした適用の対象分野の拡大を図っていくことを考えております。

以上が、特に小規模な自治体に対してのPFIの導入促進に関しての方策を大体記載させていただいた部分でございます。

本文に戻っていただきますと、地域プラットフォームなどが15ページ以降でございますけれども、9ページから15ページ、16ページといったところまでが今御説明したものの内容になっております。

それから、ちょっと戻りますけれども、12ページの一番上の①に記載しておりますところですが、これは事業推進部会のほうの話になるのですけれども、現在、事業推進部会で策定作業をしております事後評価等のマニュアルといったものにつきましても周知し、例えば次の事業の検討などに活用していくといったことを記載しております。

その他、事業推進部会の関係でございますと、17ページ以降なのですが、(4)の民間提案に関しまして、民間提案の推進マニュアルが既にできているのですが、こちらに関して、近年増加しておりますPPPも含めたものとか、あるいはPFI法に基づく法定の民間提案以外のもう少し早い段階での民間提案といったものにも対応したマニュアルの改正を行っております。こちらにつきましても、改定されたマニュアルを周知していくといったこ

と。

また、21ページの（7）でございますけれども「その他」でございます。こちらリリース方式などの非保有手法について、その活用策を現在、事業推進部会のほうでまとめております。こちらの周知も図っていくといったことを盛り込んでございます。

その前のページでございますPFI機構の活用といった部分につきましては、先ほどの人材の育成・活用の一環でございますけれども、特にPFI機構は、PFI事業へのファイナンス面を専門に扱っているということでございますので、例えば特に地域の金融機関の職員に対しての研修を実施するといったことで、地域金融機関に対してのファイナンスに関してのノウハウ移転を進めてまいるといったことを書き加えてございます。

以上が、第3章の各推進施策に関しての部分の説明でございます。

次に、本文でいいますと22ページ以降になるのですけれども、第4章がコンセッション等の集中取組方針ということで、現在、10の重点分野を従来から定めて、それぞれに集中強化期間といったものを設け、その期間中の数値目標といったものを設定して取組を進めてきたといったところでございます。特にコンセッション事業につきましては、冒頭でございます空港などの分野について、新型コロナの影響が非常に拡大、長引いているところでございますが、例えば空港につきましても、既に措置が行われておりますけれども、コンセッションを導入した空港について、引き続き必要に応じた追加支援策といったものを検討していくといったことを記載しております。

あと、そのほかの分野につきましては、資料1－4に現在の状況をまとめてございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。「コンセッション事業の主な進捗状況」ということでございますが、色塗りをしている分野が、現在も数値目標の達成に向けて取組を進めている分野でございます。このうち、上下水道あるいはMICE施設につきましては、引き続き令和3年度を終期とする目標の達成に向けて取組を進めているといったところでございます。

一番下でございます工業用水道につきましては、本年度が期限でございましたけれども、これまでに3件の事業の具体化という目標を達成しております。

一方、下から4つ目のクルーズ船向けのターミナル施設につきましては、御承知のとおり、コロナの影響によりまして、今はクルーズ船の寄港がほとんどない状況が続いてございますので、こうした状況の中で、今後の数値目標の在り方につきまして、改めて検討するというところでとどめてございます。

また、下から2つ目の公営水力発電につきましては、新たに鳥取県で初めてのコンセッション事業が開始されたところでございます。こうしたものを横展開するとともに、一方でコンセッション以外の民間譲渡とか民営化といったものも進められておりますので、こうした形態を含む経営の在り方の検討を令和4年度までに3件進めるといったものを新たに目標に追加しております。こちらは、先ほどの本文に新たな目標にリバイズする形で追

加してございます。29ページにクルーズ船ターミナルの記載、30ページに公営水力発電についての新たな記載を書き加えているところでございます。

先ほどの資料1-4の4ページ以降につきましては、分野ごとの進捗状況について、施設ごとに細かく記しておりますので、後ほど御参考にいただければと思いますけれども、特に目立ったところでいいますと、宮城県において上下水道と工業用水一体型のコンセッション事業の開始に向けて、現在手続が進められており、大阪市においても、上水道と工業用水のコンセッションの実施に向けて、現在準備が進められている。熊本県では、工業用水についてのコンセッション事業といったものが開始されたといったところで動きがでございます。

以上が、コンセッション分野についての状況でございます。

最後に、第5章の「事業規模目標」です。本文でいいますと32ページ以降になりますけれども、こちらにつきましては、令和4年度までの10年間の事業規模目標を全体で21兆円とするという目標を平成24年度に策定いたしまして、その実現に向けた取組を行ってきたところでございます。

こちらの実績につきましては、また戻りますけれども、今回、先ほどの資料1-4の1ページ目に実績をまとめたものを集計しています。令和元年度末時点での集計結果でございますけれども、表の一番左側に現在の目標数値が書かれてございます。4つの類型ごとに目標数値があって、合計が21兆円という欄があります。

それに対して、令和元年度までの実績の累計でございますけれども、一番右側になりますが、一番下に23.9兆円ということで、今回、令和元年度も4.8兆円の実績がありましたので、それを追加する形で21兆円の目標を達成したということでございます。冒頭に申し上げたように、目標期限が令和4年度でございましたので、3年前倒しでこれを達成したということでございます。

内訳を見ますと、特に類型Iのコンセッション事業につきましては、7兆円の目標に対しまして11.6兆円ということで、大幅に上回ったことが大きな要因でございます。さらにその中で大きな要因を見ますと、伊丹・関空、あるいは福岡で、今回、令和元年度には北海道の7空港といった大規模な空港のコンセッションが実施されたといったことの寄与が非常に大きいというのが特徴でございます。

このように、事業規模目標は達成されたのですが、引き続き人口減少あるいは厳しい財政状況の中で、PFIを全国津々浦々に普及させていくという必要性がまだあることから、そうしたPFIの意義も踏まえた新たな目標の策定といったものを今後検討してまいりたいと思います。本文の最後の部分になりますけれども、令和4年度以降の新たな目標について、これからこの推進委員会の場などを活用して、検討を進めてまいりたいということを追記しております。

以上が、今回のアクションプランの概要でございます。

その他、昨年度のアクションプランのフォローアップにつきましては、資料1-5に御

用意しておりますが、前回御説明させていただいたものの3月末時点での更新最終版でございますので、今回は時間の都合上、説明は割愛させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明と併せまして、御質問、御意見がございましたら、お願いたします。

それでは、足立委員、お願いたします。

○足立専門委員 御説明ありがとうございます。足立でございます。

資料1-2の1ページ目の最初の趣旨のところに、感染予防とか社会・経済の変化を踏まえて、新しい時代の課題解決にPPP/PFIをしっかりと使っていくのだということを書いていただいていたたり、総論としては、これまでの委員会での皆さんからのコメントや議論も全体的に割と丁寧に拾っていただいたところもあるのかなと拝見いたしました。

私からのコメントは、細かな点も含めて二、三点です。1点目は、今も申し上げたのですが、感染予防とか社会・経済の変化等を踏まえてというところに関しまして、感染予防やコロナに関しては、まさにこれを踏まえて今後のPFIにどう活かすかということ、いろいろと御検討いただいたと思っております。一方、足元の社会・経済の変化に関していいますと、まさに現在進行形だとは思いますが、脱炭素・カーボンニュートラルの関係で、各省とも精力的に施策の検討をいろいろと行っているところと理解しています。

例えば私が少し連携させていただいている分野で、本当に一例で申し上げますと、環境省において、地域脱炭素ロードマップ策定に向けて、今、いろいろと御尽力いただいていると理解していますが、その中で、ロードマップ策定に向けた主要分野での想定取組に関する公表書類などを拝見しても、まちづくり、地域交通とか、公共施設をはじめとする建築物・設備、上下水、ごみ処理などの生活衛生インフラ等々の再構築を行っていくに際し、脱炭素をしっかりと導入していく、盛り込んでいくことの重要性が示されていると理解してございまして、まさにこういったところに民間のノウハウ・資金や、PPP/PFIを活用していくという観点は、今後、非常に重要になってくると思っております。

また、同じく脱炭素ロードマップの関連書類に、官と民をマッチングさせるためのプラットフォームの仕組みに係る記載などもあるのですが、それについても、既存のPPPの地域プラットフォームを活用できたり、いろいろなシナジーの観点があると感じているところですので、脱炭素の関連はこれから本格的に検討して次年度のアクションプランに反映を、という想定なのかもしれませんが、こういった様々な各省のカーボンニュートラルの取組に、PPP/PFIの切り口から横串を挿すような形でアクションプランがまとまるといいのかなと思っております。今年度のアクションプランが確定版になるのは、6月か7月頃かなと思っておりますが、その時期であれば、脱炭素に関して、少なくとも頭出しだけでも何かあるといいのかなと思っております。それが1点目でございます。

2点目は、今、概要版の資料1-1も拝見していますが、「1. 趣旨」の中に「感染予防や社会・経済の変化」といった記載があるのに、そのすぐ後の「2. 推進にあたっての考え方」を見ると、とにかくコンセプションが重要だ、みたいなメッセージになっているので、この概要版だけを見た人は、1、2と頭の中がスムーズに流れないのではないかなと思いました。概要版の最後の「5」のところに、多様なPPP/PFIと書いていただいているので、これでいいのだという整理なのかもしれませんが、気づきとして申し上げられればということでございます。

3点目が、20万人未満の自治体にも優先的検討規程を広げるというところですけども、毎回のように申し上げているようなところもあって恐縮なのですが、規程や方針をただつくるだけではなくて、自治体にとっての腹落ち感が非常に重要で、それとセットでないと意味がないと思います。でなければ、また規程や方針をつくっておしまいということになってしまいがちですので。

そういった意味でいうと、資料1-2のアクションプランの本文のところ、10ページの上から4行目に、「導入が進まない要因を踏まえた重点的な施策」といったことも書いていただいているので、まさにこの辺の具体的な施策や取組の担保といったところが重要になってくるのかなと思っています。

あと、最後に、20万人未満の団体のKPIとして、導入可能性調査実施団体数200団体とか、地域プラットフォーム参画団体数550団体とか、いろいろな御紹介もあったのですが、この辺も、受け取る側にうまくメッセージが伝わるように、どういう背景や思想の下でのこの数字なのかといった記載があると非常にいいなと思いますし、また、政府における事後のKPI達成度フォローアップの際などにも、その辺の背景となる思想みたいなものは重要になってくるのではないかなと思ったところでございます。

私からは以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

重要な御指摘ばかりかと思えますけれども、まとめて御意見、御質問をいただいてから事務局に可能なことをまとめてお答えいただくということで、時間を少し節約させていただきたいと思います。

続いて、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ベーカー&マッケンジーの弁護士の小林と申します。御説明ありがとうございました。

民間、地方の公共団体にとっての情報提供として、内閣府のほうで契約書の事例等を集められて、という御説明があったかと思うのですが、そのページを拝見させていただいたところ、15年ぐらい前に見ていたところのページのアップデートがあまりされていない印象で、挙がっている契約も平成10年代とか割と古いものを中心になっていて、かつ、いわゆる契約の調印日とかも記載されていないので、いつのものなのかというところが非常に分かりにくい記載になっているので、正直、使い勝手としてはなかなか厳しいものがある

のかなという印象を持っています。

この手の情報収集に関しては、例えば日本PFI・PPP協会とかの有料ページになってしまいますけれども、そういった外部の団体とかでも得られたりするところでもあるので、内閣府としてどこまで自主的にやるかというところに関しては、マンパワー等もいろいろあると思いますので、そもそも必須かどうかというところ自体があるかとは思いますが、今のままだと、参考としては古い情報が多いのかなという印象を持ちました。

2点目ですが、大体の足元のそういうものに関しては、基本的によろしいかなと思ってはいるのですが、例えば20ページで、いわゆる機構からのプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を含めというところがあるのですが、既に一部の地銀は非常にノウハウを持っていらっしゃるというところではあるのです。

この文脈とはあまり関係がないのですが、地銀とコンタクトさせていただいていると、プロファイの観点から問題になる点がコメントとしていろいろと上がってきたりするところがあって、今であれば、例えばLIBORの恒久的な公表の停止が今年度末に起こる。そうすると、ほとんどの現状の事業規約において、貸付金利の基準金利がLIBORベースのTSRをベースにつくっていると思うので、LIBORがなくなってしまう後、基準金利の参照レートがなくなってしまうときにどうなるのかということがよく問題になっていて、それがファイナンス上の問題になっている。

そういった点を含めて、いわゆる実際にファイナンスをされる地域金融の方からファイナンスの阻害になっているところをヒアリングするようなプロセスみたいなものがあると、ファイナンスの観点からより事業に進むのかなというところがあるかと思っています。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 先ほど足立委員がおっしゃったSDGsの考え方も含めた脱炭素の考え方とPPPのマッチングについては、全く同じ意見であります。

次に、資料1-2、アクションプランの21ページの「(7) その他」の①をお願いしたいのですが、公共施設の非保有手法の活用促進を図るという記載がございます。その次に、「また、リース方式に対する補助金等の導入に向けた検討の促進を図る。」という内容をぜひ追加していただきたいと思っております。

今、全国の自治体は、持続可能な都市経営を目指して、ファシリテーターマネジメントの視点をもって公共施設の最適化に取り組んでおりますが、リース方式にも補助金が適用されれば、かなり多くの自治体にとってPPP・PFIに取り組む前向きな判断材料となり、我が国の国益にも沿うものであると考えます。

あと一点ですが、小規模自治体への支援についてということで、資料2-3の2ページの②でございますが、ここでいろいろと小規模自治体の支援について御配慮いただ

き、ありがとうございます。何度も申し上げているかもしれませんが、小規模自治体につきましては、専門の組織、人員の配置は現実的ではなく、非効率的であることから、そこに県とか中核市などが協力できるよう、その役割についても、国から御依頼あるいは通知などをさせていただければいいのかなと考えております。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、山口部会長代理、お願いいたします。

○山口部会長代理 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

私からは2点ありまして、どちらも資料2-1なのですが、1点目が、3ページなのですが「優先的検討規程の策定・運用及びPFI事業の実施状況」において、今回の主眼は人口20万人未満ということなのですが、都道府県、政令指定都市、人口20万人以上の団体で規程策定済みの団体数に対して、実際に具体案件を検討した団体数が少ない都道府県とか人口20万人以上の団体が少なくなっていますので、策定して欲しいといわれたので、一応したけれども、結局、運用されていないという実態が見えますので、この点は何で検討していないのかということと、今後、実際にどう検討していくのかというところを内閣府で確認していただいて、きちんと運用するよという指示をしていただきたいと思います。

もう一点が、10ページなのですが「専門的な人材の活用について」において、今後、各省への推薦依頼を行って、専門家を募集し、認定して、運用を開始するということなのですが、今、一番懸念されるのが人材のミスマッチであって、これから人口20万人未満の自治体に対して特に支援していく。その一つの重要な施策としてこれを位置づけるということであれば、人口20万人未満ですとほとんど全くノウハウがない自治体が多いわけですので、基本的な内容から丁寧に支援できるような人材をきちんと登録して運用していただきたい。各省へ推薦依頼をするときは、そういった視点でしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

2点ほどございます。第1点目は、3の(2)に関連しますが、優先的検討規程を使って事業の推進を進めていくに当たっては、公共施設マネジメントの出口として、公有資産の活用といったところが最初に検討の俎上に上がってくると思いますので、優先的検討規程を策定する際に、例えば何平米以上を検討の対象にするとか、公有資産の基準をある程度検討していくことも必要なのではないかと思います。例えば川崎市では、100平米以上の敷地を検討対象にするなどとしています。

それから、この規定に関して、先ほど山口委員がお話しされたことと少し関連する話に

なるかと思うのですが、エリアによっては、小さい自治体でもかなり導入が進んでいるエリアがあるように思います。例えば九州、福岡の周辺などは比較的取り組んでいる自治体が多いのではないかと考えています。そうすると、そういったエリアにおいては、どのようなことが原因で進んでいるのか、どういう環境が影響しているのか。例えば中核になる先進自治体があると影響を受けて横展開があるのかとか、そういったことも少し把握していくことが必要なのではないかと考える次第です。

第2点目といたしましては、3の(3)に関連しますが、今後、人口20万人未満の自治体に対して導入を促進させていく際に、地域プラットフォームも重要な役割を果たしていくと考えております。

そういった中で、これまで地域プラットフォームの機能の中には記載されていなかったのですけれども、相談機能が大変重要になると思います。特に小さい自治体などでいうと、官官の連携、要するに自治体同士の連携といったものが必要なもので、プラットフォームの中でそういったものをきちんと位置づけとして明確にしていくことも必要と考えています。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 日立製作所の鈴木です。

人口が20万人以下の自治体に推進を広げていくところの目標はかなりの上方修正で、現在の倍ぐらいの自治体で導入していかなければいけないということなのですが、モチベーションというのでしょうか、動機づけというのでしょうか、やはりそこが大事かなと思っていて、そもそもの公的負担がどのぐらいこれによって抑制されたかとか、地域経済がこのぐらい活性化しましたという効果とセットで提案していくというか、そういったことが非常に大事なのではないかと感じました。

短いですが、コメントは以上になります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。

4点、手短かにいきます。

まず、事業規模の目標ですが、PPP/PFIの推進の意義を踏まえてという記載があって、非常に重要かと思えます。先ほど説明がありましたように、この後、ほとんどではないですけれども、空港が結構大きな部分を占めていますので、果たして、その事業規模だけで達成度を見ていくことはどうなのか。なので、また事業規模目標を設定するときに、その意義について、検討というか、ちゃんと考えていくことが重要かと思いました。

2点目と3点目は、既にたくさん意見が出ています10万人以上20万人未満の優先的検討の話ですが、既に指摘があるように、足立委員がいろいろとおっしゃったような腹落ち感

みたいなものがすごく重要で、そのために事例とかが重要だと思うのですが、もう一つ重要な観点として、情報の発信というか、私は防災研究所におりますので、コミュニケーションが特にすごく重要だと私は思っているのですが、例えば既にこれまで経験された自治体の中で、そういった意義を熱く語ってくれる人みたいな人がもしあれば、そういう人たちにもう少しナラティブな形で語ってもらうような情報発信の仕方もいいのではないかと思います。

関連して3つ目ですけれども、その規模の自治体で導入する場合に、人という問題があるのですが、もしかしたらやられているところもあるのかもしれませんが、例えば建設工事なんかでCM方式とかが導入されていますが、発注者のエージェントを契約で雇用するというプロジェクトマネジメント契約みたいなものも検討してはどうかと思いました。

最後は、コロナ対応で、必要に応じて空港の対策を考えるということでしたが、必要に応じてというところに若干場当たり感があるような気がしており、コロナ対応に当たって、今後のことも含めて、原理原則論をもう少しちゃんと議論していく必要があるのではないかと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員

まず、アクションプランのほうなのですけれども、今回、株式の流動化等がいろいろと加わった関係もあるかと思うのですが、インフラという言葉の使い方について、どこかで定義があったほうがいいかなと思います。インフラファンドという言葉が使われているのですけれども、現時点でインフラファンドというと、皆さんが意識するのは、恐らく太陽光ファンドみたいなもので、せいぜい空港が入っているところぐらいまでのイメージしかないかと思います。恐らくここで意味されているのは、一般名称ではないと思うのですけれども、アメリカにガバメント・プロパティ・ファンドというものがあるのですが、恐らくそういったところまで意識された意味合いでのインフラという言葉が使われているのではないかと読み取れますので、どこかにそういった定義があったほうがいいのかという印象を受けました。

それと、小規模自治体まで含めて拡大していくという中で、株式の流動化のところですが、小規模自治体になると、先ほどご説明でもあったように、恐らく地元の企業、小規模資本の企業が多くなってくるかと思えます。そうすると、長期間にわたって資金が固定化されるというのは避けたいという企業が多くなるかと思えます。地域の小規模企業にとって、流動化は財務面でプラスに働くのだということをどこかに盛り込んでいただけないかなと思います。

最後に1点、非常に細かい話なのですけれども、資料1-3の12ページ目の欄外にある、PFI法第2条第3項第3号に規定する公共法人で、10の「等」がついているところ

は、20万人以上の地方公共団体等の「等」であって、この20万人未満のところでの「等」に該当するものはないと読むのか、確認させていただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

柳田委員、お願いいたします。

○柳田専門委員 三菱UFJ銀行の柳田でございます。

私からは、まず、資料1-1のアクションプランの概要及びアクションプランについてでございますけれども、集中取組方針のところ、コンセッション事業等の重点分野を記載されておられると思うのですが、まず、空港につきましては、ここにも書かれていらっしゃいますけれども、新型コロナの影響は甚大というのは明らかなことかと思っております。

その中で、影響を受けている空港でPFI事業であるものは、必ずしもコンセッション事業だけとは限りませんので、そこは広く空港全体としてPFIをやっているというふうにご考慮いただき、その中で影響が甚大、かつ中長期的に見て、支援するのが国益にかなうものについては、追加支援策を必要に応じて検討していただければと思っております。

2点目は水道の分野でございますけれども、別途目標に対する達成度を示された資料でもございますように、権者が選ばれる段階まで優先交渉権が進んだということと認識しております。タイミングがいつなのかは分かりかねますが、今後、それに対する試金石とも言える事業でもあるかと思っておりますので、事業が進んでいく過程において、横展開が可能なかどうかを含めて御検討いただき、もし横展開が可能であれば、積極的な情報発信をお願いできたらと思っております。

最後ですが、小林委員から別途御指摘がございましたが、金融機関の立場とすると、LIBORの問題は、事業契約の基準金利に関係する問題として重要なことではないかなと思っております。実務的なところになります。今年度あるいは来年度にかけてになるのかもしれないけれども、LIBORの問題について、ある程度方向性を示してあげることが、PFIの契約に携わっている各自治体にとっても有意義なことではないかと思っておりますので、その辺りはまた御検討いただけたらと思っております。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 難波です。私から3点あります。

1つ目が、優先的検討規程の対象事業の基準のところなのですが、これは従来どおり総事業費が10億円または年間1億円という話なのですが、今、非保有手法という話が出てくる中では、事業規模的に合わない事業も対象として検討していただければ有益かなという事業があると思うので、せっかく非保有手法という話が出てきている中で、そういったものに合う性質の事業も対象事業の中に入れていくことはできないかなと思っております。先ほど本田委員からもありました補助金をリース手法の対象にするというのは、私も賛成

なので、そこはぜひ御検討いただければと個人的には思います。

2点目が、専門人材の活用のところで、小規模な自治体で実際にやられたことがある方も、例えばどんな分野で、どんな規模の自治体で、どんな段階に関与したというものをきちんと整理してあげると、相手方として、うちはまだこういう段階ですというところのニーズにより応えていけるのではないかと思ったので、そういう登録の際にできるだけ細かく情報を集められると役に立つかなと思いました。

3点目が、このアクションプランには直接的に関係ないかもしれないのですが、先ほど大西委員からもお話があったような発注者支援の枠組みで、例えば復興CMとか事業促進PPPと言われるようなものは、ここの委員会の対象ではないのかもしれないのですが、PPP的な手法として、小さな自治体の発注者を支援していくという枠組みでは、これから非常に役に立つのではないのかと思うので、どこかしらで何らかの記載が、特に小規模な自治体の支援という面でも役に立つのではないかと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

気になったことが2つありまして、一つは、リースに関する補助は私も賛成です。

もう一点ですが、23ページで空港に対する支援なのですが、コロナがこれだけ続くという事は、今年の方が影響が大きいと思っています。例えば、23ページの「必要に応じて」の前に「諸外国の事例なども参照にしながら」とか、そういう意味でかなり長期的、客観的に見ていかなければいけない話になると思うので、お考えいただきたいということでございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたって重要な御指摘をいただきましたが、事務局から答えられるところのレスポンスをお願いいたします。

○波々伯部参事官 時間の都合上、一問一答というわけにいかないのは御容赦していただきたいのですが、多くの意見をいただきましたが、まず、優先的検討規程の導入促進については、例えば策定をしたけれども、しっかりと運用されていないところもあります。そこは今回、私どもが自治体に出したフォローアップ調査をいろいろとする中で、その辺の実態をよく分析して、運用のほうの改善につなげていくことも記載の中に盛り込んでございますので、その辺りはしっかりと対応していきたいと思っておりますし、自治体の納得感もあると思っておりますので、好事例なんかは収集して、どういうメリットがあるのかということ自治体側に丁寧に伝えていく努力が必要かなと考えております。ですから、策定してくださいと求めるだけではなくて、策定のメリットがよく伝わるように、自治体側と双方向でこれから努力をしていきたいと考えております。

脱炭素の関係とか今後のいろいろな課題といったことについては、今回、十分に盛り込

まれてはいないところではありますけれども、今後の検討を進めていく中で、そうした視点の中で、どのようなPFIの活用が可能かといったところは、今後の進め方の中に盛り込んで示していきたいと考えております。

優先的検討につきましては、話は戻りますけれども、いろいろな基準の話とかそういうものについて御指摘があった点については、今後、小規模自治体へのマニュアル策定や事例の検討の中で併せて対応していきたいと思っております。

非保有手法についての御指摘について、補助金の話は、なかなか今すぐに盛り込むわけにもいかないのですけれども、今回、事業推進部会のほうで考え方をまとめましたので、それについても引き続きそちらの部会のほうでフォローアップをしながら、今後の活用策について、引き続き検討を続けてまいりたいと思っておりますので、その中で今の御意見についても、参考にさせていただきたいと考えております。

その他地域プラットフォームの運用につきましても、既に動き出しているプラットフォームとの意見交換の場などがありますので、その中で今後のプラットフォームの改善なんかにつなげていきたいと考えております。

専門人材につきましても、ミスマッチがないように、登録の際には、その方の特徴なんかを踏まえて、我々のほうでもしっかりと情報を把握して、ミスマッチが起こらない運用をよく検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、御指摘いただいた点は、細かい点につきましては、アクションプランへの反映についてはまた検討させていただくとともに、今後の両部会での検討にしっかりと反映させていきたいと考えております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

小規模自治体優先的検討規程の策定は重要なものだけれども、規程を策定するだけではというところは、多くの方から御指摘いただいた重要なところだと思いますので、引き続き検討と導入が進むようにしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

それから、コロナ対応等々については、重要な御指摘なのですけれども、続いての議事に少し関係しますので、そこで多少補足的な御説明になるかなと思っておりますので、先に進ませていただければと思います。

続いて、議事3、議事4及び議事5について、事務局からまとめて御説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官 それでは、引き続きまして、議事3、議事4、議事5をまとめて御説明させていただきたいと思っております。

議事3につきましては、これまでこの部会で検討を続けてまいりました新型コロナウイルス感染症の影響に対しての調査と、その対応ということでございます。資料3を御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目が、これまでの調査の経緯をまとめたものでございます。新型コロナウイルス

スの影響がPFI事業にもいろいろと及んでいる中で、当面の対応につきましては、昨年7月に内閣府から通知を発出し、その中で不可抗力に関しての扱いとか、あるいは管理者と事業者の間で誠意を持ってしっかりと協議してほしいといったものについては、緊急に通知を出させていただいております。こちらにつきましては、参考資料3に添付しておりますので、後ほど御参考にいただければと思います。

それから、影響の把握につきましては、9月に自治体向けのアンケート調査を実施したということで、その結果を11月の部会でも御説明させていただいたところでございます。

今回、これまでの調査なども踏まえて、実際に事業者と管理者の間で協議が行われた事例で、実際にいろいろな要求水準なんかを変更した事例などについて、新たにヒアリング調査を実施いたしました。それをまとめたものを6ページ以降にまとめさせていただいております。

主な事例について、つけさせていただいておりますが、6ページ目の事例1とか7ページ目の事例2につきましては、いわゆるサービス購入型の事例でございまして、サービス対価の変更あるいは施工期間の延長などが行われた事例でございます。

事例3につきましては、混合型でありますけれども、施設の臨時休館といった事態に伴っての減収分を管理者側のほうで補填したという事例でございます。要求水準の変更事由の中にあらかじめコロナなどを盛り込んでいるという事例でもございます。

それから、事例の4ページ目が、コンセッションについての事例でございましてけれども、実際に運営対価の支払いの繰り延べといったものが行われた事例でございます。

事例5以降は、まだPFIの手中のものについて、新たにコロナ禍を踏まえた各種見直しが行われた事例でありまして、事例5ですと、施設の規模などについて、事業者の提案事項とする変更が行われたり、あるいは事例6につきましても、緊急事態宣言などで営業が停止された場合に、管理者側が損失を負担するといったことが盛り込まれたりといった事例でございます。これらの事例につきましては、これまでの調査結果も含めて、内閣府のほうで改めてまとめたものを自治体側に提供してまいりたいと考えております。

今回、そうした事例の調査なんかも踏まえまして、特に課題とコロナということで手当てが必要なものを大きく3つ程度にまとめて各種ガイドラインに反映していくことを考えております。

2ページ目に戻っていただきまして、一つは「不可抗力の考え方について」でございまして。こちらにつきましては、先ほど御紹介した昨年7月の通知の中で、今回の感染症のようなものについて、要するに管理者側、事業者側双方の責めに帰さないような性格のものについては、基本的には不可抗力に含まれるのだということについては通知させていただいておりますが、そうした考え方について、各ガイドラインに反映させていただくとともに、不可抗力事由の範囲については、今回の感染症のようなものも含めて、あらかじめ契約に明記しておくことが望ましいといったことを追記しております。

一方で、個別の事例で不可抗力に該当するかどうかといったことにつきましては、契約

の内容あるいは公的な指針などを考慮して、通常求められる予防方法を尽くしても防止し得ないものかどうかといったところで判断するというを示しております。

この辺りの本文は、資料5-2になります。各種ガイドラインを順番に並べておりますが、例えば2ページ目以降にありますリスク分担に関してのガイドラインの中で、不可抗力に関しての規定がございます。今申し上げたようなことについて、こうしたところに盛り込みをさせていただいているところであります。

次の論点でございますけれども「損害等の分担について」ということで、コロナの関係でございますと、特に先ほどの事例にもありましたが、例えば工事期間の延長に伴っての費用の増加とか、あるいは臨時休館なんかに伴っての収入の減少といったところが問題になっているかと思えます。

そうした点について、7月の通知の中では、例えば今の契約の中では、そもそも損害という概念は、物損のようなものを想定してつくられているケースがございますので、必ずしもそれだけに限らないのだという内容を今回、各ガイドラインの中にも反映させていただいているとともに、各事例を見ますと、損害の算定について必要な資料について、管理者側と事業者側で調整が必要だったというケースが見受けられますので、その算定に必要な資料についてもあらかじめ契約で明確にしておいたほうが望ましいのではないかということ。それから、一部のコンセッション事例でそういう事例もあるのでございますけれども、独立採算型につきましては、収入が一定の幅以上で増えた場合に、その部分については、例えば管理者側の負担にするといったプロフィット・ロスシェアリングの考え方が有効であるということなどを紹介させていただいております。

各ガイドラインで申し上げますと、先ほどのリスク分担ガイドラインの3ページ目の⑤で物件以外の損害とか、⑥で先ほどのプロフィット・ロスシェアリングの考え方などを紹介させていただいているところであります。

また、契約ガイドラインなどにつきましても、不可抗力は6ページ、7ページ辺りでございますが、7ページに損害の範囲についての記載、あるいは先ほどの資料の関係でございますと、同じガイドラインの8ページ目に、その資料についてあらかじめ明確にしておくことが望ましいといった趣旨などを盛り込ませていただいております。

また、コンセッションのように、先ほどの空港の事例などもございましたけれども、影響の大きいものについては、例えば一部の空港などでは、運営期間の延長といったものの協議が現在も行われていると認識しておりますけれども、今後の運営事業の長期的な安定を図っていくということで、何らかの制度的なネックがないかどうかといったことにつきましては、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、契約の変更に関しての手続についてでございますけれども、収集した事例の中では、管理者側からは、軽微な金額の変更でも、毎回議会对応が必要となって、かなり負担になっているといった御指摘もいただいているところであります。それにつきましては、現在でも軽微な変更については、あらかじめ議決によって専決処分事項ということで

指定していくという方法が考えられます。実際にそのように行われている事例もあるので、そうした事例について、ガイドラインの中で紹介させていただくといったこと。それから、7月の通知にもございましたけれども、著しい環境の変化によって、従来のリスク分担の考え方が不適切になったケースにつきましては、柔軟・適切に見直していくことが望ましいといったことについても盛り込みをさせていただいております。

具体の案については、例えば議会の変更手続きにつきましては、先ほどのガイドライン集の32ページの最後に記載させていただいております。また、著しい環境の変化による柔軟な見直しにつきましては、最初のリスク分担ガイドラインの最後のほうの5ページにそうした記載などを盛り込ませていただいているところでございます。

以上が、新型コロナウイルスの影響への対応ということでの各種ガイドラインへの反映についての説明でございます。

次に、こちらの計画部会のほうで議論してまいりました株式の流動化についての議論も、今回、これまでの議論を幾つかのガイドラインに反映することを考えております。資料4を御覧いただきたいと思っております。

資料4も、1ページ目、2ページ目は、これまでの議論の整理でございますけれども、SPCの株式等の流動化につきましては、事業者にとっては早期の開始のメリットが考えられる一方で、管理者サイドからは、事業の継続性あるいは経営の安定といったところに非常にリスクがあるのではないかと御指摘なんかもこれまで計画部会の委員からもいただいていたところでした。

また、次のページになりますけれども、管理者、事業者双方のアンケートを取ったところでも、事業者としては、長期的には資金負担の軽減等のニーズはあるのですが、当面は短期的に売却を検討している事業者は少ないといったこととか、あるいは管理者側としては、事業の実施を阻害しないもののイメージということでございますと、機関投資家とか金融機関を挙げた回答が少なかったり、あるいは事業の継続性を担保するイメージということであっても、代表企業の変更が行われなかったといった回答が多かったといったところでございます。

この結果につきましては、11月の部会で御説明させていただいたところでございますけれども、各委員からも取組の意義などについて、改めて整理し、周知したほうが良いのではないかと御指摘などもありました。

その後、事務局で金融機関などにこの実態についてのヒアリングを行ったところ、例えば機関投資家などは、収益の確保が目的の方からの資金回収手法としては、今、無議決権株式の活用がガイドラインに書いてあるのですけれども、むしろそれ以外の劣後ローンや劣後社債などが活用されているものが多いといった御指摘などもいただいたところであります。

こうしたこれまでの部会における議論とか調査結果なんかも踏まえて、今回、株式流動化の意義等についてガイドラインに追加しているものでございます。概要につきましては

は、3ページになるわけですが、ほぼ同じ内容が、運営権のガイドライン、資料5-2のガイドラインの案でいいますと、26ページ以降がそれに当たります。

その中で、流動化を進める意義につきましては、1点目として、事業の経過とともに、適切な株式や債権者の構成を図っていくということがむしろ事業の安定的な運営に資するのではないかとといったこととか、2つ目として、株式を譲渡できる環境が整備されることで、事業者側の資金調達の円滑化とか資金のコストの低減が図られるといったことで、先ほどの議事の御指摘の中にもありましたけれども、地域企業も含めた関係者の事業参画へのハードルが下がって行って、それによって公的負担の軽減とか地域活性化といったものにもつながっていくのだというところを記載させていただいております。

続いての流動化を進めるに当たっての留意点につきましては、これまでいろいろと御指摘のあった管理者側の懸念について、若干追記させていただいております。

次の2-3の流動化の進め方についてでございますけれども、先ほど申し上げたように、収益を目的とした機関投資家からの資金調達方法としましては、無議決権株式のほか、むしろ劣後ローンとか劣後社債などを活用している事例が多いといったことを追記しております。

また、次の管理者側が株式譲渡を承認する際の条件としてガイドラインに示している事項のうち、②の事業の継続を阻害しないことということについては、例えば譲渡株式の割合が極めて少ないといった場合など、客観的に見て、事業者のSPCの経営にあまり大きな影響を及ぼさないものについては、基本的には事業の継続を阻害しないと考えられるのではないかとといったこととか、あるいは例えば運営を受託している企業が交代するようなケースなどについては、これまで携わってきた企業からの情報の提供などが適切に行われるなど、十分な留意が特に必要であるといったことを留意点に記載しております。

また、譲渡が認められる具体的な基準については、例えば有識者などからあらかじめ意見を聞くなどして、管理者側、運営権者側において十分に協議して定めておくことが望ましいといったことについて追記しております。

今までがSPCの株式の話でございますけれども、最後に、ガイドラインの改正事項としましては、その他ということで、ガイドラインの23ページに戻っていただきまして、同じ運営権のガイドラインの中に、指定管理者と運営権が併存するような場合、運営権の設定が行われ、さらに指定管理者の指定も行われるようなときの指定管理の業務範囲についての記載がございます。

この中で、現在は(3)にございますように、運営権の業務範囲などと同一の内容によって行われることが可能であるということしか書いていないのですけれども、実際には運営権の範囲と業務範囲をある程度切り分けて指定されているような事例もあるということで、ある自治体からそうしたケースについても可能であるということを追記してほしいという指摘もあったものですから、この辺りを改正しております。

以上が、ガイドラインの改正の関係の説明でございます。ガイドラインの改正の全体像

につきましては、今の資料5-2が本文で、資料5-1に今まで御説明いたしてきましたコロナの関係、株式の関係、その他ということでもとめた概要資料のほうも添付しておりますので、そちらを参考にいただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見等がおありの方はお願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 御説明ありがとうございます。弁護士の高橋でございます。

コロナ対応と不可抗力のところの絡みで若干コメントさせていただきます。

まず、プロフィットシェア、ロスシェアの話なのですが、確かにこれはいろいろなリスクを公共側と民間側でシェアする方法なので、取り入れるという手段も十分にあり得るのかなと思いつつ「事業の特性に応じて」というのは一言入れておいてもらったほうがいいのかと思っております。副作用もそれなりにある仕組みで、例えばアップサイドが非常に大きいものが見込めるような事業の場合に、プロフィットシェアをあまり強く入れてしまうと、参画する人が減ってしまうということが起こったりかするので、逆に道路や水道とかのアップサイドがあまり強く見込めないものについては、逆にロスシェアを入れてあげたほうが安定的だと見る人もいるしというところがあるので、事業特性に応じた仕組みが必要です。

あと、事業期間全体についてプロフィットシェア、ロスシェアを入れようとする、例えば愛知の道路公社が入れているのですが、複雑な算式をつくることになるケースが多くて、分かりにくくなってしまうときがあるので、不可抗力対応のメインのツールとして、これを入れることが全てではないということは強調しておく必要があるのかなと思っております。

それから、この資料の下の方でいただいていた事例のところの絡みで申し上げますと、コンセッションに関する事例では、参考①-5、①-6、①-7みたいなところがあったと思うのですが、当たり前といえば当たり前なのですが、①-6、①-7はまだ入札していない段階なので、事業が始まっていないので、それはそれで柔軟な対応というのがあります。

もう一つある①-5は、言わば運営開始に入っているパターンで、建設期間中の事例がないのです。コロナの期間中に建設期間中のコンセッションが、現実として今、あまりないからだと思うのですが、何が言いたいかというと、コンセッションの独立採算型のプロジェクトで、建設期間中に不可抗力が起こった場合、実は運営のほうに影響を与えるのだというところへの意識づけをやはりしておく必要があるのかなと。工事が遅れたけれども、運営の期間の終期が変わらなくなると、単純に収益機会を喪失してしまうということが起こるので、空港みたいに延長オプションを使って、その分後ろにずらしてあげ

るとか、そういうことが建設期間中のリスクが発生したときにも影響し得るのだというところで、一体の事業ですから、当然のことではあるのですけれども、そのリンクの認識を皆さんがどこまで持っているのかなと感じるときがあるので、その部分は、建設期間中だから工事費についてどうする、こうするというを議論すればいいだけではないというところの指摘があってもいいのかなと思っております。事例がないことでもあるので、そこは逆に考え方として、何かを示せるといいのかなと思っております。

制度的なところでいえば、財政支出で損失を補填するのは、自治体にとって難しいと思うので、やはり延長オプションは割と有効な手なのだろうと思っております。実際に空港でも議論されているわけですが、これは入れるのにコツがあって、運営権を想定より長めに設定するけれども、契約は早めに終わるとしておいて、後で延ばす余地をつくっておかないといけない。運営権は物権なので、理屈でいうと、最初につくった運営権の存続期間は後から延ばせないのです。なので、最初から運営権の存続期間はそのまま長めにしておくけれども、最後まで使わないという契約にしておいて、何かあったら、その余らせたところを使うという仕組みを空港で取り入れていると思いますので、最初からギリギリの期間で運営権を設定してしまうと、後で延ばすとなると、運営権をもう一個つくるとか、取り消してもう一回設定するとか、非常に面倒なことになるので、そこら辺の工夫なんかは、知識の共有としてあってもいいのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

先ほどと同じように、続けてお話を伺いたいと思います。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員 ありがとうございます。今の高橋先生のお話は、非常に参考になりました。有難うございました。

ガイドラインの27ページですが、1点確認です。私は前回欠席でしたが、慎重な意見があったということでした。私もそれに賛成です。27ページの下から4行目になお書きがありまして、今、この内容は空港を想定おられるのか、ということが一つです。そして、もし、そうであれば、「事業内容を鑑み」という記述を加えていただき、慎重に考えられるように頂きたいということです。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

では、これは後で事務局にお答えいただくということで、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 資料3の4ページの「契約の変更等について」です。議会議決についての柔軟な考え方をお示ししていただき、ありがとうございます。

可能であれば、もう一步踏み込んでいただいて、PPP事業でのリスク分担に基づく全般

にわたる必要な契約変更についても解釈の範囲を広げていただければ、民間が望むスピーディーな対応を取ることができるようになると考えております。実は、契約変更に至るような局面が非常にたくさんあるので、これは要望でございます。

最後でございますが、もう一点は、資料4のSPCの株式の流動化の3ページでございます。2つ目のポツのアンダーラインの箇所でございます。ここで「管理者等に懸念がある旨を追記」となっていますが、もう少し自治体目線から考えていただき、管理者等の懸念が払拭できるような説明を追記していただきたいと思います。例えば詳しい説明や海外の先事例などを記載していただければ、非常に理解されやすいと思います。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

新型コロナウイルスの関連で「3. 契約の変更等について」とガイドラインの最後の32ページ「事業契約等の変更手続き」に関連したお話ですが、ここでは、専決処分について、あらかじめ指定しておくという記載を入れていただいているのですが、多分、既存の事業については、ほとんど指定していないもののほうが多いのではないかと思います。相談を受けて調べて見ると、やはり指定していないということが結構あります。

ですので、難しいのかもしれないのですが、今、実施中の事業についてもそうしたことができるように、表現方法なども検討していただけないかという点でございます。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 先ほどコロナのことでコメントさせていただきましたが、その補足という感じになりますが、原則をちゃんと書くというのがなぜ重要かということですが、例えば空港なんかでは特にコンセッションがすごく影響を受けていると思います。これは今回の事例で、いろいろとサポートするにしても、場合によっては、今後の市場リスクというか、こういうことがあれば、意外とコンセッション方式は民間にとってはきついねという認識が普及してしまうと、今後のコンセッション市場自体にすごく影響を与える話なので、例えば国として日本の航空産業を守るのだとか、そういう原理原則は、例えば先ほど必要に応じてとありましたけれども、何を目的に、なぜ必要なのかということをそういうレベルできちんと説明できるような原則論がないといけないのではないのかなと思います。この辺は、イギリスはPFIがなくなっていますけれども、NHSとか病院はPFIでやっていますので、たしかそういう原則論があったと思います。そういう保健サービスをちゃんと維持するのだとか、そのようなハイレベルな原則論が必要かなと思った。

あと、私の理解が間違っていたらすみません。流動化のほうで、自治体からの要望で事業期間の変更や事業の依頼する事項の内容とかの変更を認めてはどうかとあったのです

が、これは場合によっては、事前投資は競争入札でやっているわけで、後の変更の部分でそれを認めてしまうと、公平性という観点から問題にならないのかなという懸念があったので、それ自身がどうなのかというのは、私は見解を持ち合わせていないので、問題提起だけさせていただくということでお許しください。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 小林です。

株式の流動化のところに關してなのですけれども、ガイドラインの改正の27ページの辺りだと思うのですが、無議決権株式とか劣後ローン、劣後社債に関しては、そもそも譲渡禁止がかかっていないから、それで流動化を図っていくというのは、もちろんよい。

ただ、株式自体の流動化も、事業継続を阻害しないよう事前に合意して、そういうのを認めていきたいと思いますということが挙げられておると思うのですけれども、実際の募集のプロセスは、最初に募集要項とかと一緒に事業契約の様式とか基本協定の様式みたいなものが案として提示されると、その中の株式の移転については、一切合切公共の承諾が必要ですよというのが基本協定のワーディングとかに入っている。

そうすると、応札する側から後でそのワーディングを変えてくださいと言うのがなかなか難しく、案として提示する段階で、最初から自治体からの譲渡については一定程度認めますというワーディングをある程度入れてもらえれば、そういうプロジェクトなのだなということで、多分、応札しやすい形になると思うのです。例えば今だとテンプレートのように、一切の株式譲渡については、公共の承諾が必要ですよというワーディングが入っているんで、例えば譲渡を認めるときのワーディングはこういうものなのですよということを例えば内閣府で用意されて提案されたりといった形で、このようなパターンもあるのですという具体的な契約の基本協定とかの契約文言を用意してあげるというのが、こういったスタイルのプロジェクトを進めていく上で一つ有効なのかなと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろと御質問と御意見が幾つか出ていますので、ここで事務局からお答えいただければと思います。

○波々伯部参事官 例えばコロナ対応でのプロフィット・ロスシェアの適用については事業の特性に応じて、という御指摘につきましては、そのとおりかと思しますので、その辺は誤解のないような表現にしていきたいと思っております。

あと、期間の延長につきましても、御指摘のとおり、空港では既に延長オプションが最初から盛り込まれているわけですのでございますから、そういったものは、今後の空港以外の分野でも、そういう不確実性の対応では多分有効なところだと思いますので、その辺りで紹

介していくとともに、既に始まってしまっている事業についての対応もあるかと思しますので、その辺りについては、今後、引き続き検討をしていきたいと思っております。継続中の事業でどうしてもそういった延長などが必要な場合があるのかどうかとか、その辺は引き続き調査が必要かなと思っております。

あと、いろいろな記載についての御指摘につきましては、記載の変更について検討してまいりたいと思っておりますし、原則論みたいな話につきましては、そういった考え方をガイドラインに盛り込むというのもございますし、そうした事業自体の継続をしっかりと確保していくという考え方は7月に出した通知の中で示しておりますので、例えば今回のガイドラインを周知する際の自治体への通知の中などで、その辺りを丁寧に盛り込んでいくことも考えたいと思っております。

あと、専決処分についても、実施中のものも、この事業、この事業と特定された形ではなくて、例えば一定の幅の変更についてはということ、今後、専決処分に落として、それを適用していくことは可能だと思うのですが、そこら辺は今のガイドラインの書きぶりをもう一度見直して、事業中のものにも対応できるように工夫してまいりたいと思っております。

あとの御指摘についても、もう一度ガイドラインを見直して検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○柳川部会長 そのほかに御意見等はよろしいでしょうか。

それでは、ここで意見を出していただいたということで、この後に思いつかれた方、あるいは何か追加で御意見が御ありの方は、後日で結構ですので、事務局へご連絡をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議論をかなりしっかりといただきましたので、事務局からその他連絡事項があれば、お願いたします。

○事務局 今後のスケジュールにつきましては、資料6にございますが、本年改定版のアクションプランにつきましては、5月17日に開催予定のPFI推進委員会を経て、6月に開催予定のPFI推進会議にて決定される予定でございます。

5月のPFI推進委員会においては、本部会からの報告として、アクションプランの改定案を提示して、審議を行う予定になっておりますので、本日、いろいろと御意見、御議論いただきました内容を踏まえまして、事務局にて修正させていただきたいと思っております。

スケジュール等については、以上になります。

○柳川部会長 アクションプランの改定案については、今、お話がありましたように、本日の御議論等を踏まえて、事務局のほうで修正していただくということで、いろいろと貴重な御提案をいただきましたので、そういうものをできるだけ盛り込む形で修正を思っております。

もし御了解いただけるのであれば、最後の取りまとめは、部会長の私に御一任いただければと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(画面上で委員一同首肯)

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は、ここまでとさせていただきます。

事務局に進行を戻させていただきますので、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、本日は、以上で閉会とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。